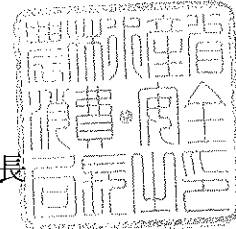


25消安第1181号

平成25年5月31日

一般社団法人ペットフード協会会長 殿

農林水産省消費・安全局長



「EU向けに輸出されるペットフード等に関する証明書の発行について」（平成23年3月31日付け22消安第10259号農林水産省消費・安全局長通知）の一部改正について

EU向けに我が国から輸出される食品及び飼料に関して、東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け制定された、欧州委員会規則（以下「EU規則」という。）第996/2012号により求められている証明については、「EU向けに輸出されるペットフード等に関する証明書の発行について」（平成23年3月31日付け22消安第10259号）により対応しているところです。

今般、当該EU規則が一部改正（EU規則第495/2013号）され、福島県産以外のEU向けの食品・飼料等について、放射性物質の検査対象品目が一部追加、削除されたことに伴い、証明書様式が一部変更されました。

つきましては、当該通知を別紙のとおり一部改正しましたので、御了知の上、貴会会員に周知願います。